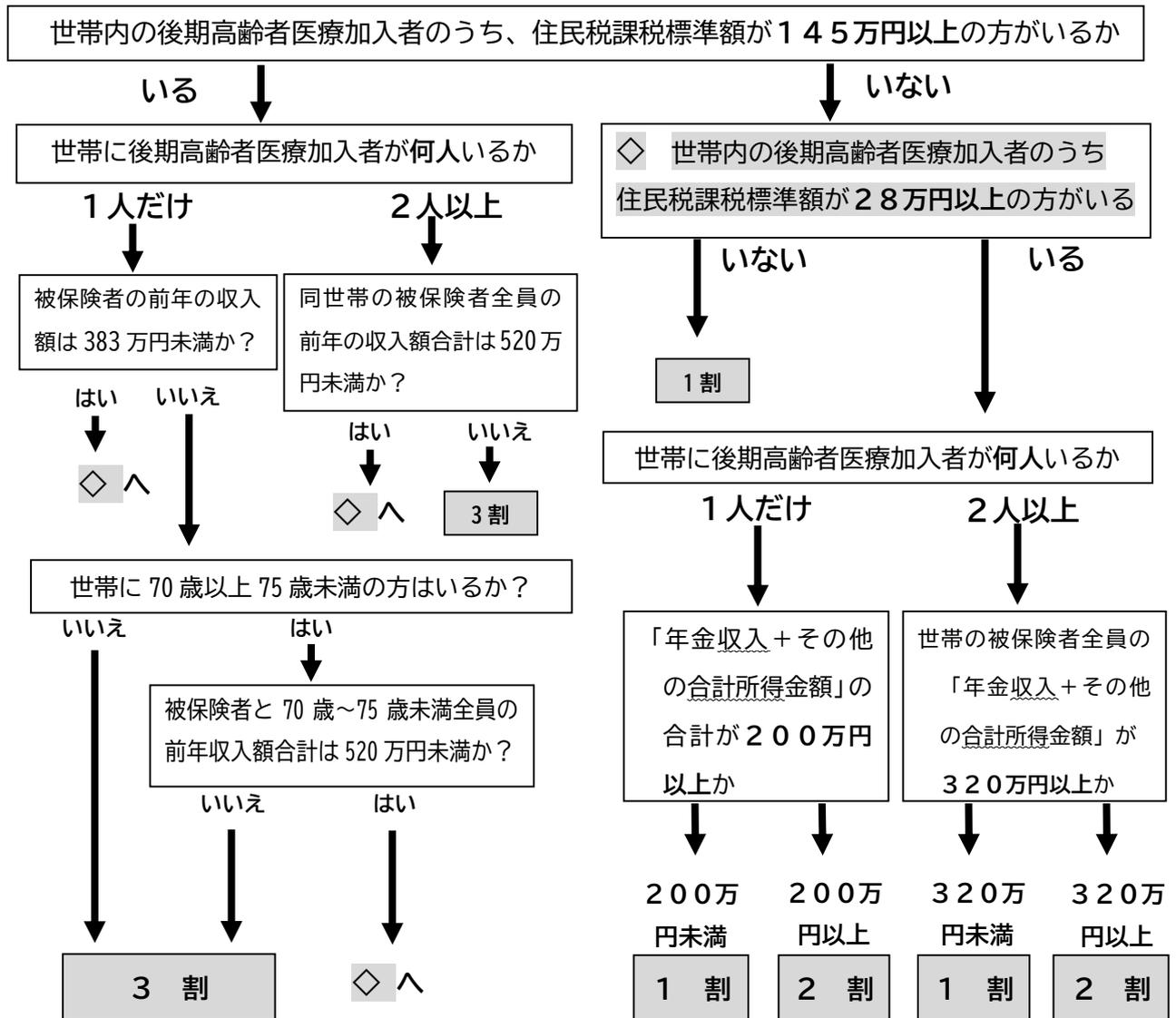


窓口負担割合は主に以下の流れで判定します

- ・世帯の窓口負担割合は、後期高齢者医療加入者の住民税課税標準額や年金収入をもとに、世帯単位で判定します。
(前年1月-12月の所得をもとに、負担割合の判定を行い、今年度の負担割合を決定します)



窓口負担割合が2割となる方には負担を抑える配慮措置があります

- ・2割負担となる方について、令和7年9月30日までの間、1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担費用は1割の時と比べて増加額を3,000円までに抑えます(入院の医療費は対象外です)。
- ・配慮措置の適用で払い戻しとなる方は、高額療養費として、事前に登録されている高額療養費の口座へ、後日、自動的に払い戻します。